

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居されている皆様へ ～必ずご確認ください！～

-----<裏面も確認してください>-----

1 住まい再建にかかる意向調査について

能登半島地震により住宅に大きな被害を受け、応急的な住まいに入居している皆様を対象に、「住まい再建にかかる意向調査」を実施しています。

対象者には調査票を郵送にてお送りしておりますので、回答がお済みでない方は、郵送またはオンラインにてご回答をお願いします。



ご不明な点については、被災時にお住まいだった市町の担当窓口へお問い合わせください。 詳細はこちら

2 住宅を解体した方・解体する予定の方

被災した住宅が半壊以上（全壊を除く）で解体を申し出た方は、解体後にその事実が確認できる書類（解体証明書等）の写しを市町役場へ提出してください。

3 入居期間について

入居期間は入居日から **2年以内** となります。

- (1) 以下に該当する方は契約期間中であっても速やかに退去いただく必要があります。
 - 建設型応急住宅や公営住宅に移る方
 - このほか別の住居を確保された方
 - ライフラインが復旧するなどして、元の自宅に住むことができる方
 - 応急修理制度を併用しており、自宅の修理が完了した方 など
- (2) 災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内ですが、1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・同意により、必要性がみとめられた場合に限り1年の範囲内で延長ができます。（最長2年以内）

※令和6年奥能登豪雨により元の自宅が大きな被害を受け、戻ることが困難となった場合は、県または市町までご相談ください。

4 賃貸型応急住宅を退去する方

退去する日の **40 日前**までに、「退去届」の提出が必要です。
被災時にお住まいだった市町役場に「退去届」を提出してください。

- (1) 市町長、貸主及び入居者による三者契約が締結できていない場合は速やかに不動産会社にご相談ください。
- (2) 引き続き現在の賃貸住宅への入居を希望し、家賃等をご自身の負担とする場合でも退去届の提出が必要です。

5 入居要件を変更する方

以下の場合には「変更届」の提出が必要です。市町役場に相談してください。

- (1) 世帯員の一部が退去する場合
- (2) 被災証明書の発行等により、入居要件を変更する場合
(例) ライフラインの途絶を理由に申込を行ったが、
被災証明書で「全壊」の判定を受けたため、2年間の入居に変更する。

6 住宅の保険について

石川県で損害保険に加入しており、入居者全員が補償対象となります。
火災や水漏れが発生したり、修理が必要になった場合は以下へ連絡してください。その際、石川県賃貸型応急住宅に入居している旨と下記の証券番号をお伝えください。

【平日 9:00～17:00】 **076-231-7786**

取扱代理店：損保ジャパンパートナーズ株式会社 金沢支店

【平日夜間・土日祝日】 **0120-727-110**

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター
(事故の連絡のみ受付)

証券番号

(火災など大家さんに対する	「R005234182」	(入居日 R5.4.1～R6.3.31)
	損害や修理に関する事故	「R005623563」	(入居日 R6.4.1～R7.3.31)
)	水漏れなど他人に対する	「R005234205」	(入居日 R5.4.1～R6.3.31)
	損害に関する事故	「R005709645」	(入居日 R6.4.1～R7.3.31)

詳細については、市町の担当窓口または下記までお問い合わせください。

石川県能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課

TEL : 076-225-1962 / 076-225-1982 (平日 8:30～17:45)